

◎新潟県教育委員会告示第9号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「削除条等」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(採用)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p><u>2 校長は、別に定めるところにより、臨時職員の人事評価を行うものとする。</u></p> <p>(採用期間)</p> <p><b>第4条</b> <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の3第1項の規定による場合は、6か月の範囲内で教育委員会が必要と認める期間</u></p> <p><u>ただし、採用期間満了後更に引き続き採用する必要があると認めた場合は、1回に限り更新することができる。</u></p> <p><u>2 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号。以下「産休法」という。）第3条第1項の規定による場合は、同項の規定により認められている範囲内で教育委員会が必要と認める期間</u></p> <p><u>3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第6条第1項の規定による場合は、同法第2条第1項の規定により認められている範囲内で教育委員会が必要と認める期間</u></p> <p><u>4 臨時職員の採用期間は、採用の根拠法令又は勤務公署の別を問わず、引き続き1年を超えることはできない。ただし、定数内職員の産前産後休暇期間について地公法第22条の3第1項の規定により採用された者、又は産休法第3条第1項の規定により採用された者を引き続き同一職員の同一子について育休法第6条第1項の規定により採用する場合は、当該育児休業期間について1年を限度として継続して採用することができる。</u></p> <p><b>第5条</b> <u>削除</u></p>	<p>(採用)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>(採用期間)</p> <p><b>第4条</b> <u>臨時職員の採用期間は、12月の範囲内において必要と認める期間とする。</u></p> <p>(再採用)</p> <p><b>第5条</b> <u>臨時職員であった者の再採用は、次項に掲げるものを除き、採用期間が満了した日の翌日から起算して、原則として1月を経過した後とする。ただし、採用期間を通じて12月に至るまでは継続して再採用することができる。</u></p>

<p>(服務)</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p><u>2 臨時職員は、校長の立ち合いのもとにおいて、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例20号）第2条に規定する宣誓書に署名、押印し、当該宣誓書を校長を通じて所管の教育事務所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(福利厚生)</p> <p><b>第19条</b> <u>健康保険及び厚生年金等の社会保険については、公立学校共済組合への加入資格を有することから、法令の定めるところにより加入させるものとする。</u></p>	<p><u>2 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号。以下「産休法」という。）第3条の規定により臨時職員として採用された者（他の事由により臨時職員として採用された者が引き続いて産休法第3条の規定により臨時職員として採用された場合を除く。）を、引き続き同一正規教職員の同一子について地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条の規定により臨時職員として採用する場合は、当該正規教職員の当該育児休業期間について1年を限度として継続して再採用することができる。</u></p> <p>(服務)</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p>(福利厚生)</p> <p><b>第19条</b> <u>臨時職員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に加入させるものとする。</u></p> <p><u>2 臨時職員で引き続いて1年を超えて勤務する者については、1年を超えた月の初日から地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の定めるところにより公立学校共済組合に加入するものとする。</u></p> <p><u>3 前項に規定する者にあつては、1年を超えた月の初日から財団法人新潟県教職員互助会寄附行為の定めるところにより、財団法人新潟県教職員互助会に加入することができる。</u></p> <p><b>第20条</b> 削除</p>
---	---

**附 則**

- 1 この規程の施行の日前に採用され、その採用期間の末日が本規程の施行の日以後である臨時職員については、施行の日以後本規程を適用させる。
- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の地域手当の額は、第8条第1項第2号の規定にかかわらず、第8条第1項第2号の規定に基づき定められた額から第8条第1項第1号の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる地域手当の額は、第8条第1項第2号の規定に基づき定められた額とする。また、特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は第8条第1項第2号の規定にかかわらず、第8条第1項第2号の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.0を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。